

令和5年第1回四万十町議会臨時会

四万十町議会議案書



令和5年2月17日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	3
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	5
同意第 1 号	監査委員の選任について	7
議案第 1 号	令和 4 年度四万十町一般会計補正予算（第 7 号）	8

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月17日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 相 手 方 | 四万十町 
 |
| 2 | 事故の概要 | 令和 4 年 7 月 2 7 日、窪川中学校ソフトボール部の活動中にボールが防球用ネットを飛び越えたため、近隣住宅の波板屋根の一部を破損したものの。 |
| 3 | 損害賠償額 | 3 5 , 8 6 0 円 |

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月17日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第 1 2 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 相 手 方 | 四万十町 
 |
| 2 | 事故の概要 | 令和 4 年 1 1 月 1 4 日午後 2 時頃、七里小学校敷地内において、
児童がグラウンドの土が付着した状態の手で駐車中の車に触れ
たため、車両を傷つけたもの。 |
| 3 | 損害賠償額 | 7 3, 5 4 9 円 |

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月17日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第 1 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 1 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 相 手 方 | 四万十町 
 |
| 2 | 事故の概要 | 令和 4 年 1 2 月 1 5 日午後 3 時頃、米奥 5 8 2 番地先の T 字路交差点で、本町職員が運転する公用車が左折中に直進車と衝突し、相手方の車両が損傷したもの。 |
| 3 | 損害賠償額 | 1 2 5, 5 7 6 円 |

同意第 1 号

監査委員の選任について

下記の者を四万十町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町香月が丘

氏 名 緒方 正綱

生年月日

令和4年度四万十町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度四万十町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,316,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月17日提出
四万十町長 中 尾 博 憲

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 9 繰入金		2, 191, 971	60, 000	2, 251, 971
	1 基金繰入金	2, 191, 971	60, 000	2, 251, 971
	歳 入 合 計	20, 256, 000	60, 000	20, 316, 000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4, 909, 579	60, 000	4, 969, 579
	3 戸籍住民基本台帳費	456, 456	60, 000	516, 456
	歳 出 合 計	20, 256, 000	60, 000	20, 316, 000

歳入歳出予算事項別明細書
1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 9 繰入金	2, 191, 971	60, 000	2, 251, 971
歳 入 合 計	20, 256, 000	60, 000	20, 316, 000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
2 総務費	4, 909, 579	60, 000	4, 969, 579			60, 000
歳 出 合 計	20, 256, 000	60, 000	20, 316, 000			60, 000

歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
						区分	金額		
19	繰入金		2, 191, 971	60, 000	2, 251, 971				
		1 基金繰入金	2, 191, 971	60, 000	2, 251, 971				
		1 財政調整基金繰入金	395, 000	60, 000	455, 000	1 財政調整基金繰入金	60, 000	財政調整基金繰入金	60, 000
		計	20, 256, 000	60, 000	20, 316, 000				

歳出

(単位：千円)

科 目		補正額の財源内訳				節 分		説 明
款 項	目	補正額	計	補正額の財源			金額	
		補正前の額	補正額	国県支出金	地方債	その他	区	額
2総務費		4,909,579	60,000					
		456,456	60,000					
	3 戸籍住民基本台帳費	456,456	60,000					
	1 戸籍住民基本台帳費						7 報 償 費	60,000
								生活支援・マイナンバーカード 取得促進商品券代 60,000
計		20,256,000	60,000					

